

**国保**  
こくほ

益城町国民健康保険を抜けて社会保険などへ加入された方へ

## 益城町国民健康保険を抜ける手続きはお済みですか？

国民健康保険を抜けて勤務先の社会保険等に加入した場合は、資格喪失手続きが必ず必要となります。

新たに就職をされた場合など、「会社がやってくれるから」ということで手続きをされない方がおられますが、**国民健康保険を抜ける手続きは会社では行われません**（会社で行われるのは、社会保険等への加入手続きおよび国民年金から厚生年金等への切り替えのみです）。

社会保険等に加入したにもかかわらず、国民健康保険被保険者証（国保の保険証）を使用していると、資格喪失後受診となり、益城町の国民健康保険が負担した医療費をご本人に請求させていただきます。

●国民健康保険を抜けるために必要なもの

- ◇新たに交付された社会保険証（社会保険に切り替わった方全員分）
- ◇今まで使用してきた国民健康保険被保険者証（国保の保険証）
- ◇印かん（朱肉を使うもの）
- ※ご本人ではなくても、ご家族の方であれば手続きできます。

**ご注意** 国民健康保険を抜ける手続きをしていないと、国民健康保険税がいつまでも課税されてしまいますので、必ず手続きをしましょう。

**国民年金**  
ねんきん

## こんなときは必ず届出を



国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

市町村役場に届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20 歳になったとき	<b>第 1 号被保険者となります</b> (厚生年金・共済組合加入者・第 3 号被保険者になる場合を除く)	・印かん
会社を辞めたとき (扶養している配偶者と一緒に届出を)	<b>第 2 号被保険者から第 1 号被保険者になります</b> (第 3 号被保険者になる場合を除く)	・退職日の分かる証明書 (離職票など) ・年金手帳 ・印かん
配偶者(第 2 号被保険者)の扶養から外れたとき (離婚・収入の増加など)	<b>第 3 号被保険者から第 1 号被保険者になります</b>	・扶養から外れた日の分かる証明書 ・年金手帳 ・印かん

- 第 1 号被保険者・・・自営業者・学生・無職の方など
- 第 2 号被保険者・・・会社員・公務員など
- 第 3 号被保険者・・・第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

**問い合わせ先** 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123  
国民年金に関するお問い合わせは、熊本東年金事務所(☎ 367-8144)でも受け付けています。